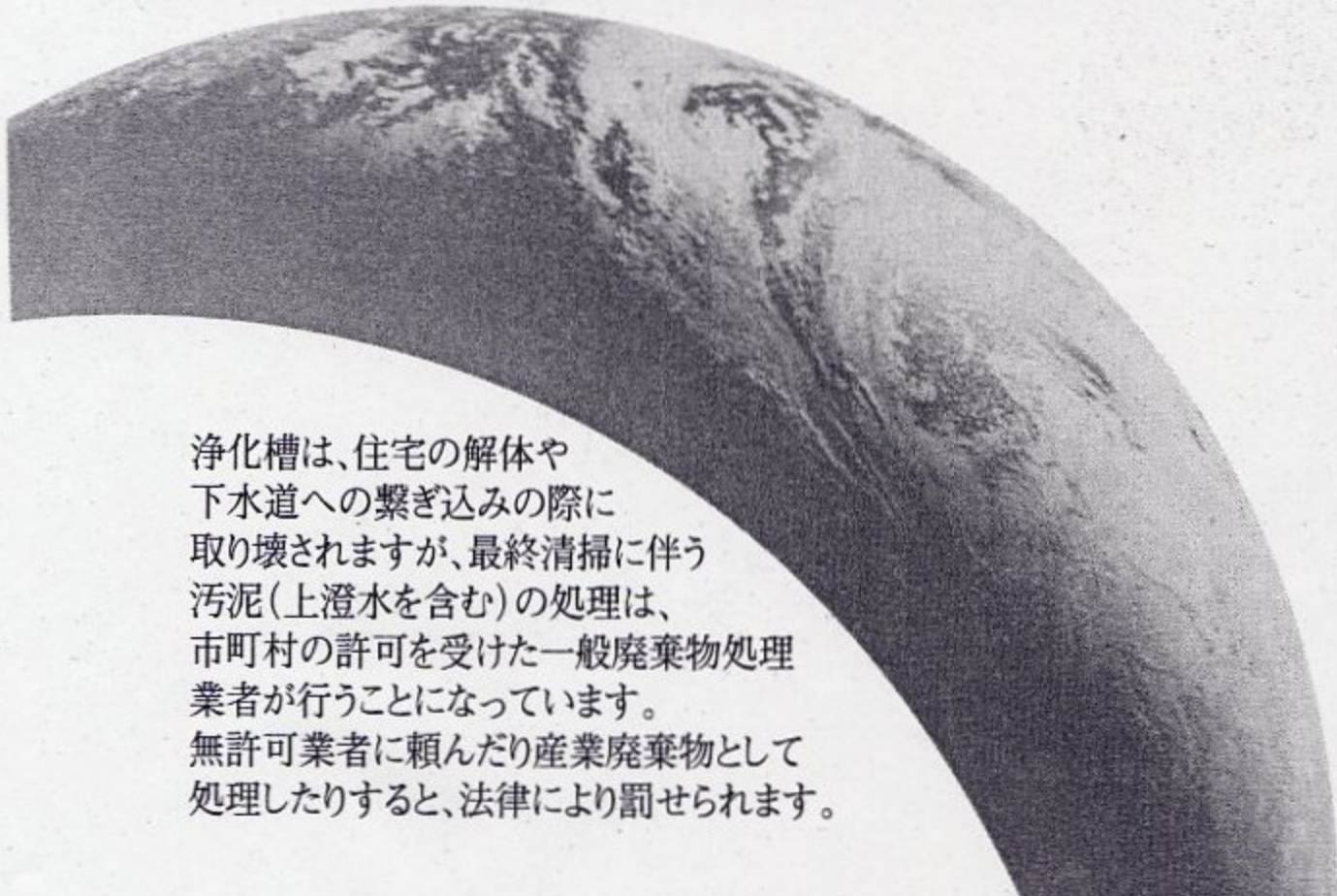


岐阜県民のみなさまへ

県民の皆様と私たちは、共に、美しい地球環境の守り手なのです。
地域の水環境保全のために協力しましょう。

**今は環境の時代です。
水環境は下水道と合併処理浄化槽の時代へと移ってきています。**



浄化槽は、住宅の解体や
下水道への繋ぎ込みの際に
取り壊されますが、最終清掃に伴う
汚泥(上澄水を含む)の処理は、
市町村の許可を受けた一般廃棄物処理
業者が行うことになっています。
無許可業者に頼んだり産業廃棄物として
処理したりすると、法律により罰せられます。

浄化槽内の汚泥を公共下水道へ流したり側溝へ放流する行為は、
1年以下の懲役又は3百万円以下の罰金となります。

浄化槽内の汚泥を市町村の許可を受けた一般廃棄物処理業者以外の者が
取扱うことは3年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金または併科になります。

岐阜県環境整備事業協同組合

お問い合わせは 電話 (058) 274-0567

協賛 株式会社 竹中工務店 名古屋支店

- ・ このページ掲載の新聞広告は、中日新聞(朝刊)から転載しています。
- ・ この新聞広告掲載は、中日新聞社から転載を許可されたものです。
- ・ このページ記載の新聞広告の著作権は、中日新聞社にあり二次利用は許可されておりません。